

長野県暮らしサポートセンター規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、名称を「長野県暮らしサポートセンター」と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を長野県長野市立町978番地2に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この団体は、長野県労働者福祉協議会が行う「生活あんしんネットワーク」事業遂行を目的とするとともに、勤労者の暮らしに関する安定や安全の確保及び暮らしに関するさまざまな不安を解消するため、地域を基盤とする労働福祉団体や労働組合をはじめ目的を同じくする各種団体と連携しつつ、勤労者の暮らし全般に関わる支援活動を行うことにより、勤労者の福利共済活動の促進及び生活の安定と福祉増進を目指すことを目的とする。

(活動)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員に対する生活や福祉増進に関する情報の提供
- (2) 「長野県暮らしサポートセンター」のネットワーク強化及び会員拡大活動
- (3) 長野県労働者福祉協議会と連携した事業活動
- (4) 長野県労働金庫及び全労済などの金融・共済事業の利用促進及び普及活動
- (5) その他、この団体の目的を達成するために必要な活動

第3章 会員

(会員構成)

第5条 この団体は、第3条の目的及び第4条の活動の主旨に基づき設立される、本団体の地域組織として活動を一体化する「地区暮らしサポートセンター」（以下「地区センター」という）をもって構成する。

(地域組織の規約)

第6条 「地区センター」の規約は別に定める。

第4章 役員

(役員区分)

第7条 この団体に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 幹事 13名
- (6) 会計監査 2名

(役員選任等)

第8条 役員は、総会において選任する。

2 設立時の役員選出においては別に定める附則による。

(役員職務)

第9条 会長はこの団体を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐して、会長に事故あるときはその職務を代理しその職務を行う。

3 事務局長は事務局業務を統括する。

4 事務局次長は事務局長を補佐して事務局業務を執行する。

5 幹事は、この団体の業務に参画し構成し、業務の執行を決定する。

6 会計監査は、この団体の会計状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。

2 役員再任はそれを妨げない。

3 役員に欠員が生じた時は、幹事会で補選する。

第5章 総会

(総会)

第 11 条 この団体の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第 12 条 総会は、「地区センター」より選出された代議員により構成する。

(総会の権能)

第 13 条 総会は、この団体の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 規約の改定、改廃
- (2) 活動計画および収支予算
- (3) 活動報告および収支決算
- (4) 役員を選任または解任、職務および報酬等の決定
- (5) 事務局の組織および運営
- (6) その他、この団体の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 14 条 通常総会は、毎年 1 回、5 月に開催する。

2 臨時総会は、幹事会が必要と認めたとき、開催することができる。その場合の運営は、通常総会と同様とする。

(総会の招集)

第 15 条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を示した書面等により、会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 17 条 総会は、代議員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。

(総会の議決)

第 18 条 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決等)

第 19 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決を委任することができる。

2 本規約第 19 条 1 号の規定により表決を委任した代議員は、総会に出席したものとみなす。

第 6 章 幹事会

(幹事会の構成)

第 20 条 幹事会は本規約第 7 条における役員をもって構成する。

(幹事会の権能)

第 21 条 幹事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行
- (3) その他、この団体の運営に関する重要事項

(幹事会の開催)

第 22 条 幹事会は、会長が必要と認めたときは、会長が役員を招集し随時開催することができる。

(幹事会の議長)

第 23 条 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 24 条 この団体の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

(経 費)

第 25 条 この団体の経費は配当金、寄付金、預金利息及びその他の収入をもって充てる。

第 8 章 附 則

(実施の時期)

第 26 条 この規約は、この団体の成立の日から施行する。

(設立時の役員選任)

第27条 この団体の設立当初の役員は、第8条の規定に関わらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第10条の規定に関わらず、この団体の成立の日から次回総会までとする。

(設立時の事業年度)

第28条 この団体の設立当初の事業年度は、第24条の規定にかかわらず、この団体の成立の日から2009年3月31日までとする。

(規約の改廃)

第29条 この規約の改廃は長野県暮らしサポートセンター総会にて行う。

- ・ 本規約は2008年9月29日より始まる。
- ・ この規約は一部改正し、2009年5月21日より施行する。
- ・ この規約は一部改正し、2012年5月21日より施行する